

## 連載を始めるにあたって

2015年11月4日、私が松浦大悟前参議院議員や秘書を秋田地裁に提訴した民事裁判は、齋藤顕裁判長の勧告により和解となりました。

その和解条項前文には、次のような指摘があります。

「本件訴訟は損害賠償金の支払を求める形式になっているものの、原告の主な目的は政党交付金の使い方について問題提起をすることであり、本件訴訟を通じて、その実態を国民が垣間見るところとなったから、上記の目的は少なからず達成されている。」

裁判長の「目的は少なからず達成されている」という表現に、私は全幅の賛意を送る気持にはなれませんでした。弁護団は、そんな私の心情を、次のように代弁してくださいました。

「今回の事件は政党交付金の不明朗な使途が顕在化した一例に過ぎず、その背後にある政党交付金制度の問題という根本的で大きなテーマについて今後は言論の場で表現していきたいと考え、この訴訟に区切りをつけて次のステップに進むことを選択したものです。」

(近江直人弁護士、森田祐子弁護士著「和解成立にあたっての弁護団コメント」2015.11.6)

2012年、私は秋田3区の民主党支部代表に就任し、民主党公認候補として衆院選に挑戦しました。

その選挙をめぐって、私は、政党交付金にまつわる諸々の問題に遭遇しました。その問題を解決するために、2013年11月、私は秋田地裁に提訴し、2年後に和解という形で終息しました。

裁判の和解条項で、原告の私と松浦大悟被告側は、お互いに誹謗中傷しないことを確認しあいました。ただし、誹謗中傷は複雑かつ曖昧な概念です。公共の利害に関わる事実を公表する場合、結果として相手方を誇る可能性を秘めているとしても、その言論が十分な根拠に基づいていれば、中傷（広辞苑：無実

のことを言って他人の名誉を傷つけること)には当たらない、と私は解釈しております。

これから連載する「衆院秋田3区の政党交付金」は、政党交付金の使途・管理・公開について私の身の回りで起きた重大な事実の公表です。これは公共の利害に深く関わる問題であり、日本国憲法に定められた表現の自由の下での公正な言論であることは、言うまでもありません。

メディアを賑わす「政治とカネ」の問題の多くは、政党交付金と深く結びついております。私の拙文が、日本の政治のあり方を議論するための一石になれば、と考えております。

2016年2月2日

三井 マリ子

(2012年衆院選秋田3区候補)